

議第118号 海洋文化都市くれ推進基金条例の制定について

1 制定の趣旨

「海洋文化都市くれ」の実現に関する事業等に要する経費に充てることを目的として、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく寄附金（以下「企業版ふるさと納税」といいます。）等を積み立てるため、海洋文化都市くれ推進基金（以下「基金」といいます。）を設置するものです。

2 企業版ふるさと納税制度の特性、基金設置の経緯等

企業版ふるさと納税は、内閣府の指導に基づき、単年度で執行することが原則とされ、企業版ふるさと納税を積み立てることを目的とした基金を設置しない限り、次年度以降に繰り越して執行できないこととされています。

本市では、「海洋文化都市くれ」の実現を目指し、令和5年度から、呉市・広島大学Town&Gown構想の推進に取り組んでおり、当該取組に係る令和7年度以降の企業版ふるさと納税を効率的に執行する等のため、基金を設置するものです。

3 基金の使途

基金は、次に掲げる事業（以下「対象事業」といいます。）に要する経費に充てます。

(1) 海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携の拠点形成に関する事業

広島大学が将来的に本市への設置を検討している海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携の拠点の整備に係る土地の取得や建設において本市が負担する費用の財源として活用します。

(2) 海洋・海事分野における人材育成・人材確保に関する事業

広島大学大学院の海洋・海事に係る学際的な学位プログラムの実施や海洋・海事分野に従事している人材の技能、知識等の向上を図るほか、海洋・海事分野における幅広い人材育成・人材確保のために必要な事業の財源として活用します。

(3) 海洋・海事分野における課題解決や新産業の創出に関する事業

海洋・海事に関するデジタルトランスフォーメーション（DX）や瀬戸内海の自然環境を生かしたグリーントランスフォーメーション（GX）※1など、先進技術を活用し、海洋・海事分野における課題解決や新産業の創出に必要な事業の財源として活用します。

※1 カーボンニュートラルを達成するため、環境に配慮した先進技術を活用し、産業構造や社会システムを変革する取組

(4) その他「海洋文化都市くれ」の実現のために市長が必要と認める事業

そのほか海洋文化都市くれ推進協議会における取組、呉市・広島大学Town&Gown Officeの運営など、「海洋文化都市くれ」の実現のために必要な事業の財源として活用します。

4 基金への積立て

基金には、次に掲げる寄附金等を積み立てます。

- (1) 企業版ふるさと納税のうち、対象事業の財源に充てることを指定されたもの
- (2) その他寄附金のうち、対象事業の財源に充てることを指定されたもの
- (3) その他対象事業に関連する歳入であって、対象事業の実施のために市長が必要と認めるもの※²

※2 内閣府が定める地域再生計画認定申請マニュアルでは、企業版ふるさと納税を積み立てる目的とした基金には、企業版ふるさと納税以外の歳入も積み立てることが必須とされているため、設置当初においては一般財源から少額を積み立てる予定です。

5 施行期日

公布の日